

伊奈町内回遊イベント実施業務委託仕様書

1 業務の名称

伊奈町内回遊イベント実施業務

2 業務の目的

伊奈町（以下、「町」という。）の観光資源である町の花・バラや郷土の偉人である伊奈備前守忠次公等を活かしながら、交流人口及び関係人口等を創出・拡大する取組として、伊奈町内回遊イベント（以下、「回遊イベント」という。）を実施するものとする。また、回遊イベントの実施にあたっては、これまで町のイベント等で活用実績のなかったVR（仮想現実）、AR（拡張現実）等のXR（クロスリアリティ）コンテンツを取り入れるとともにPR等において関係機関等と連携を図ることで町への来訪、誘客効果を最大限に発揮できる事業とする。

本業務は、ウィズコロナ、アフターコロナにおける町のシティプロモーションの推進及び観光振興のため、既存の観光資源に加え、多様な地域資源を活用した魅力を町内外に発信するとともに、活力ある地域社会を実現するための元気なまちづくりに向けた回遊イベントの実施を行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

4 履行場所

伊奈町内

5 業務内容

（1）回遊イベントの企画制作、実施に関する業務

①実施時期

令和4年10月以降の2か月以上とする。

②実施場所等

伊奈町内2コース以上を設定し、オリジナルの回遊イベントとする。また、町内経済の活性化に資する内容を行うこと。

※企画提案者において、町の状況等を鑑み想定の対象者を示したものとすること。

（2）XRコンテンツの企画制作、活用に関する業務

①XRコンテンツの企画制作

本業務の目的を達成するため、XR技術を活かした高精細かつ360°視点の臨場感のあるオリジナルコンテンツを制作すること。コンテンツは3本以上とし、1本あたりの長さは3分程度を目安とする。また、複数のコンテンツにテーマ性・ストーリー性を持たせること。なお、歴史的な内容については、学術的な資料を基礎とすることも可とするが、エンターテインメントとしてのコンテンツとする

こと。

②XRコンテンツの活用

XRコンテンツと回遊イベントが連動する仕組みを取り入れ、それぞれのコンテンツが相互補完し、本業務の効果を高めるものとする。また、本業務終了後も町の各種イベント等での活用が可能なものとする。

(3) その他、本業務の企画制作に関する一切の業務

企画制作、開催計画の作成、施設管理者又はイベント主催者等との調整、什器・備品及び機材等の手配、造作、スタッフの手配等、企画の実施に関する一切の業務

(4) 本業務の検証

本業務への参加者の情報、要望及び費用対効果等のデータを集約、分析し検証すること。

6 町事業との連動及び町内事業者の活用

町が実施している他の事業と相乗効果をもたらすよう連携を図ること。また、町内事業者の活用に配慮すること。

7 第三者が権利を有する素材の活用

本業務を実施するにあたり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、音楽など）の活用も可とする。その際は、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整等、その他付随する業務全般を実施すること。

8 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとする。なお、内容等詳細については、契約時に町と協議した上で決定する。

- (1) 制作した映像・ビジュアル等を収録した光ディスク 5 枚（DVD・BD等）
- (2) 業務実績報告書（電子データ及び紙媒体 1 部）
- (3) 各種打合せ記録等、一式（電子データ）

9 業務実施体制

- (1) 受託者は、本業務の遂行に際して十分な技能と経験を有する者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務全般の統括及び管理を行う業務管理責任者及び担当責任者をそれぞれ 1 名配置すること。

10 機密保持

受託者は、本業務遂行上知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報のもとより、行政機密情報について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。また、本業務の完了後においても同様とする。

11 損害賠償

受託者は、本業務の遂行中に第三者に対して損害を与えた場合は、損害賠償の責任を負うものとする。また、その状況を速やかに町に報告し、指示に従うものとする。

1 2 打ち合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、町と受託者は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

なお、打ち合せ協議等の迅速かつ密接な連絡体制確保のため、受注者はリモートによる会議等の環境整備を整えるものとする。

1 3 その他

- （１）受注者は、関係法令及び各種ガイドライン等を遵守の上、本業務を遂行するものとする。
- （２）本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合には、町と受注者の双方が誠意をもって協議の上、定めるものとする。
- （３）本業務に係る成果品の著作権は、納品時に町へ帰属するものとする。
- （４）本業務に係る事項について、社会状況が大きく変化した場合には、協議の上、本業務内容を変更することができる。